特定健康診査を受けましょう

実施期間 9月30日(月)まで実施中

第一用無料

申込方法 下記医療機関に直接お申込みください。 伊奈町国民健康保険以外の健康保険に加入している方 は、ご自分が加入している健康保険組合等に受診方法 をご確認ください。

間 保険医療課国民健康保険係内2171

|年に1回、毎年受けて生活習慣病を予防しましよう

伊奈町の平成23年度特定健診受診率は50.7%(市町村平均33.1%)で県内1位となっていますが、働きざかりの40~50代の受診率が低くなっています。

いざ病気になると、通院・入院等に多くの時間やお金がかかることがありますので、仕事などで忙しいとは思いますが、ご自分や家族のためにも、病気を予防し健康で過ごせるよう、年に1回受診の時間をつくりましょう。

例年9月はどの医療機関も大変 混み合い予約できない状況になりま すので、早めに受診してください。

平成23年度年齡別受診率 単位:% 70 -58.7**%** 60.2**%** 60 52.4**%** 50 36.9% 30.4% 31.4% 31.6% 30 -20 10 0 40 ~ 45 ~ 50 ~ 70 ~ 60~ 44歳 49歳 54歳 64歳 69歳 74歳 資料:埼玉県国民健康保険団体連合会

特定健診で生活習慣をチェック

生活習慣が命に関わる病気につながる場合があります。「特定健診」をきっかけにご自身の生活習慣を見直しましょう。また、特定健診の結果により、特定保健指導も受けることができますのでこの機会に受診しましょう。

実施医療機関一覧

医療機関名	電話番号	医療機関名	電話番号
石くぼ医院	872 - 6121	尾崎内科クリニック	720 - 1701
伊 奈 病 院	721 - 3692	金崎内科医院	728 - 8550
伊奈中央病院	721 - 3022	木村クリニック	723 - 8884
今 成 医 院	723 - 8280	希望(のぞみ)病院	723 - 0855
内田クリニック	728 - 9296	世沢整形外科	723 - 9191

受診時間は、各医療機関の診療時間内となります。

チャイルドシート・シートベルト者用促進運動

8月1日(木)~31日(土)

○チャイルドシートは、6歳未満の幼児を自動車に乗車させる際、 着用が義務付けられています。

交通事故や急ブレーキ、急ハンドルの衝撃から身を守るため、 幼児の体格に合ったものを選び、必ず着用しましょう。

〇シートベルトは交通事故や急ブレーキ、急ハンドルの衝撃から身を守るための安全装置です。自動車に乗車する際は、後部座席でも必ず着用しましょう。また、自動車の運転手は同乗者全員が装着したことを確認してから、運転しましょう。



9月1日からメール・ファックスでの

119番の受信を開始します 週 消防本部・署面722-8111 FAX722-8132

「メール 1 1 9 番」の概要

聴覚障害者等の方のうち、メールアドレスを登録さ れた方を対象として携帯電話からメールにより、上尾 市・伊奈町消防指令センターに火災や救急などの緊急 通報ができるようになります。

対象 町内在住・在勤または通学している聴覚、音声・ 言語またはそしゃく機能に障害を有する方 利用手続き利用案内書、申請書等の配布・受付は、 伊奈町消防本部消防課、消防署で行っています。

「ファックス119番」の概要

音声による119番通報が困難な場合に利用できる 通報システムです。通報者はファックスで119番す るだけで通報内容を伝えることができます。ファック

ス用紙は、伊奈町消防本部のホームページからダウン ロードできます。消防署でも配布しています。

ファックス119番通報用紙が手元にない場合でも、 事務用紙などでもファックス通報は可能です。ただし 次のことを必ず記載してから送信してください。

もしものときのため用紙に記入しておきましょう。 火災

- ・消防車の向かう場所(住所)
- 内容(何が燃えているのかなど)
- ・通報者の氏名、ファックス番号 救急
- ・救急車が向かう場所(住所)
- ・救急車を必要とする方の年齢・性別

義務となる場所 { 寝室・

階段(2階以上の階に寝

室がある場合) に住宅用

災報知設備を設置してい

241人

130人

・通報者の氏名、ファックス番号

住宅防火アンケート調査結果

この調査は平成20年6月1日からすべての住宅に住宅 用火災警報器の設置が義務化されたことに伴い、住宅用 火災警報器の設置状況を把握して、今後の住宅防火対策 に活かすために実施したもので、今回で4回目となります。

調査対象1,000人の方のうち396人の方から回答をいた だきました。ご協力ありがとうございまし た。調査結果はつぎのとおりです。

調査期間 平成25年5月7日~5月20日 調査対象 住民基本台帳から無作為抽出で 選定した町内在住1,000人(世帯)



問3

問 4

消火器を設置して いますか?

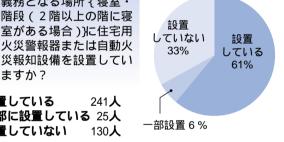
-部に設置している 25人

設置している 194人 設置していない 202人

ますか?

設置していない

設置している



設置 設置 していない している 51% 49%

その他 2%

問 1

平成20年6月1日から 全ての住宅に住宅用火 災警報器の設置が義務 づけられていますがご 存じですか?

知っている 317人 知らない 79人

知らない 20% 知っている 80%

問 2

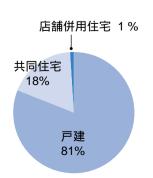
お住まいはどのような 建物ですか?

戸建

323人

共同住宅(マンション・ アパート・寮など) 72人

3 店舗併用住宅



設置されている消火器は どのようなものですか?

粉末消火器 111人 住宅用消火器 35人 水系消火器 4人

簡易消火器具 41人 その他 3人



簡易 消火器具 21% 粉末 消火器 水系 57% 消火器 住宅用消火器18%

これらの結果を踏まえ、引き続き住宅防火の推進と住宅 用火災警報器の設置促進に取り組んでいきたいと考えてい ます。消防本部では設置に関する相談を受け付けています。 お気軽にお問い合わせください。

間 消防本部 7 2 2 - 8 1 1 1